## 公益社団法人豊島区医師会 定款

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人豊島区医師会(以下「本会」という。)という。 (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、医道を昂揚し、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上とを図り、正しい医療の遂行によって、社会の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 医学の振興及び医師の生涯教育に関する事業
  - (2) 公衆衛生に関する事業
  - (3) 学校保健に関する事業
  - (4) 地域保健、医療、福祉に関する事業
  - (5) 社会保障医療に関する事業
  - (6) 医業経営の向上改善に関する事業
  - (7) 出版及び広報に関する事業
  - (8) 介護保険法に基づく諸事業
  - (9) 救急医療および災害時医療に関する事業
  - (10) 地域包括支援センターの管理運営に関する事業
  - (11) 臨床研修医の教育指導に関する事業
  - (12) 会員の相互扶助及び福祉増進に関する事業
  - (13) その他本会の目的達成に必要な事業

#### 第3章 会 員

(資格及び種別)

- 第5条 本会に次の会員をおく。
  - (1) 正会員 東京都豊島区内に就業所又は住所を有する医師で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
  - (2) 名誉会員 本会に功労顕著な者又は学識経験者で総会で推薦された者
- 2 会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の責務)

第6条 会員は、別に定める医師倫理の原則を尊重し、社会の尊敬と信頼とを得ることに努め、 本会の会員としての責務を果たさなければならない。

(入 会)

第7条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。 (除 名)

- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、医道審議会の審議を経て、総会の特別 決議によって、その会員を除名することができる。
  - (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週 間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を 喪失する。
- (1) 当該会員が死亡し、又は本会が解散したとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 事由なく会費の支払義務を継続して1年以上滞納したとき

# 第4章 役 員 等

(役員の設置)

- 第12条 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 15 名以上 23 名以内
  - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上4名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長及び副会長は、法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、総会における選挙により選任する。選挙については別に定める。

(役員の親族割合の制限)

- 第14条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある 者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を越えて含まれてはならない。
- 2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が 含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。 (理事の職務及び権限)
- 第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。あらかじめ理事会の決議により定められた順位により、会長 に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けるときはその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第 16 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 (役員の任期)
- 第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総 会の終結の時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 役員については、再任を妨げない。
- 4 役員が第 12 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第18条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第19条 役員には、総会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給基準に従って算定した 額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 第1項に規定する報酬等の支給基準については、総会の決議により別に定める。 (役員等の責任免除)
- 第 20 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる役員(役員であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧 問)

- 第21条 本会は、任意の機関として、総会の承認を経て顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、次の職務を行う。
  - (1)会長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の任期は、会長の任期と同一とする。ただし再任を妨げない。

#### 第5章 総 会

(構 成)

- 第22条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 能)

- 第23条 総会は、次の事項について決議する。
  - (1)事業計画の決定及び収支予算書の承認
  - (2)事業報告の承認及び貸借対照表及び損益計算書の承認
  - (3)長期借入金又は不動産の賃貸借契約
  - (4) 重要な資産の購入、造成、管理並びに処分
  - (5)事業の全部又は一部の譲渡
  - (6)会費の減免に関する事項
  - (7)会員の表彰
  - (8)会長、副会長の解任
  - (9) 理事会で付議した事項
  - (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第24条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催 の日の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、書面によって議決権を行使することができることとするときは、 開催の日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

- 第26条 総会には、議長及び副議長各1名を置く。
- 2 議長及び副議長は、総会で選挙によって選出する。
- 3 議長及び副議長の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 4 議長及び副議長は、本会の役員及びほかの委員を兼任することができない。
- 5 議長が欠けたとき又は議長に事故があったときは、副議長がその職務を代行する。
- 6 議長もしくは副議長に欠員が生じたときは、総会で後任者を選挙によって選出する。ただし その後任者の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 7 総会に議長及び副議長が出席できないときは、出席会員の中から臨時に議長を選出する。 (議決権)
- 第27条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第28条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の 議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上の出席を必要とし、総会員の議決 権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 12 条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。 (議事録)
- 第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその総会に出席した会員の中から、総会において選出された議事録署 名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

#### 第6章 理 事 会

(構成)

- 第31条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

- 第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、理事が理事会を招集することができる。

(議 長)

- 第34条 理事会の議長は、会長又は会長が指定した理事とする。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、互選により選任された理事が理事会の議長となる。

(決 議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合に おいて、当該事項につき決議に加わることができる理事の全員が、当該提案について書面又は 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があっ たものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べた場合は、この限りではない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第36条 本会の保有株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において、理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、この議事録に記名押印する。
- 2 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

### 第7章 医道審議会

(医道審議会の設置)

- 第38条 本会に医道審議会を置く。
- 2 医道審議会は、医道審議委員で構成する。
- 3 医道審議委員の数は5名とし、総会において、会員の中から選任する。
- 4 医道審議委員は、本会の役員及びほかの委員を兼ねることはできない。
- 5 医道審議委員の任期は2年とする。
- 6 医道審議委員が欠けたときは、速やかに後任者を選任する。

7 医道審議会の運営については、総会の決議を経て別に定める。

(権 限)

- 第39条 医道審議会は、次の事項を審議する。
  - (1) 会員の義務と医師の信頼に関すること
  - (2) 会員とその診療委嘱者との紛議に関すること
  - (3) 会員の制裁に関すること
  - (4) 会員の身分並びに業務に関すること
  - (5) その他理事会の委任した事項

(制 裁)

第40条 会員に対する制裁は、総会または理事会の決議を経て行う。

#### 第8章 委員会

(委員会の設置)

- 第41条 本会は必要に応じて、各種常任委員会を総会の議決を経て設置することができる。
- 2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

#### 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (資産の構成)

- 第43条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 事業年度内における次に掲げる収入
    - (イ) 会費及び入会金
    - (口) 寄付金品
    - (ハ) 事業に伴う収入
    - (二) 資産から生ずる収入
    - (ホ) その他の収入

(財産の管理)

- 第44条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 2 会計に関する帳簿は理事会がこれを作成し、その保管の責に任じなければならない。

(事業計画及び収支予算)

- 第45条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 については、毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受 けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般

の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の規定により承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿並びに会員名簿の記載事項のうち、個人の 住所については一般の閲覧に供しないものとする。
- 5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規 定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条 第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第10章 基 金

(基 金)

- 第48条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 本会の基金の募集及び割当、払込等の手続に関しては、理事会の決議を要する。
- 3 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 4 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

# 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解 散)

第50条 本会は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的事業で取得した財産残額の贈与)

第51条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第52条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

#### 第12章 雑 則

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。 (事務局)

- 第55条 本会は、事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局の職員の任免は法令で別段の定めのある場合を除き、理事会が行う。
- 3 事務局に関して必要な規則その他については、理事会の決議を経て、別に定める。 (委任)
- 第56条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、総会の決議を 経て、別に定める。
- 2 総会の議決を必要としないものは、理事会の議決を経て別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定め る公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法

人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規程にかかわらず、解散の登記の日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 本会の最初の代表理事は渡邉伸介とする。
- 4 本定款の一部改正は、平成25年4月1日より施行する(第12条、第37条)。
- 5 本定款の一部改定は、平成26年4月1日より施行する(第26条)。
- 6 本定款の一部改定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する(第 12 条、第 15 条、第 33 条、第 34 条)。
- 7 本定款の一部改定は、令和2年7月1日より施行する(第4条)。
- 8 本定款の一部改定は、令和4年4月1日より施行する(第13条、23条)